税務訴訟資料 第260号-38 (順号11394)

福岡高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件 国側当事者・国(飯塚税務署長)

平成22年3月11日棄却・上告

(第一審・福岡地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成21年10月6日判決、本資料25 9号-173・順号11286)

判決

控訴人

甲

被控訴人

同代表者法務大臣 千葉 景子

同処分行政庁 飯塚税務署長

同指定代理人 赤谷 圭介

坪田 圭介

伊藤 彰

松本 秀一

岩元 亙

酒井 敏明

大里 正幸

河野 玲子

右近 秀二

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 飯塚税務署長が、平成19年3月14日付けで控訴人に対してした、控訴人の平成15年分の 所得税についてした更正処分のうち、総所得金額260万7304円を超える部分及び過少申告 加算税賦課決定処分(ただし、いずれも平成20年4月22日付け裁決により一部取り消された 後のもの)を取り消す。
- 3 飯塚税務署長が、平成19年3月14日付けで控訴人に対してした、控訴人の平成16年分の 所得税についてした更正処分のうち、総所得金額730万7214円を超える部分及び過少申告 加算税賦課決定処分(ただし、いずれも平成20年4月22日付け裁決により一部取り消された 後のもの)を取り消す。
- 4 飯塚税務署長が、平成19年3月14日付けで控訴人に対してした、控訴人の平成17年分の 所得税についてした更正処分のうち、総所得金額507万7325円を超える部分及び過少申告

加算税賦課決定処分を取り消す。

- 5 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 第2 事案の概要(略称等は原判決の例による。)
 - 1(1) 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、控訴人の平成15年ないし同17年の各年分の所得税について処分行政庁がした更正処分のうち控訴人主張の総所得金額を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分は違法であると主張して、これら(ただし、平成15年分及び同16年分については、裁決により一部取り消された後のもの)の取消しを求めた事案である。
 - (2) 原審は、控訴人の請求をいずれも棄却した。
 - (3) 控訴人は、これを不服として、前記第1記載のとおり控訴した。
 - 2 事案の概要は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

3頁13行目の「権利金償却のうち」を「雑所得の金額の計算上、繰延資産の償却費として」に、5頁1・2行目の「民事再生手続開始決定」を「民事再生手続開始」に、8頁15行目の「及び24条」を「ないし34条」に、24行目の「法」を「通達」に、9頁9行目の「損害金」を「損害金等」に、12頁3行目の「価額更正」を「減額更正」に改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、当審において提出された証拠を考慮に入れても、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、後記1のとおり原判決を補正し、後記2のとおり控訴理由に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の補正

(1) 16頁13、15及び18行目の「損害金」をそれぞれ「損害金等」に改め、19行目から21行目の「いえる。」までを次のとおり改める。

「次に、本件借入利息について検討するに、固定資産が借入金をもって購入された場合、その利息のうち固定資産が業務の用に供されるまでの間に発生した部分については、固定資産の取得行為の一環と評価することにより、取得価額に算入し得るとしても、業務の用に供された後に発生した部分については、発生した年分の必要経費に算入すべきであり、取得価額に算入することはできないと解されるところ、証拠(甲1、7)及び弁論の全趣旨によれば、本件借入利息は、本件貸店舗が控訴人の不動産賃貸の業務の用に供された後に発生したものと認められる。」

- (2) 16頁23行目の「損害金」を「損害金等」に、18頁9行目の「飯塚市●●」を「飯塚市●●」に改め、23頁12行目の「(平成」から14行目の「イ)」までを削り、25頁19行目の「平成4年分以降」を「平成4年分以後」に改める。
- 2 控訴理由に対する判断
 - (1) 控訴人は、争点(1)について、控訴人の業務提携先であるEがAの電話事業の代理店となり、 営業活動を行って加入者を増やすなどして電話事業に関与したと主張する。

しかしながら、本件契約及びこれに関する控訴人の行為が所得税法上の事業に該当しないことは引用に係る原判決が判示するとおりであり、控訴人とは異なる主体の、本件契約とは異なる契約(甲21)に基づく行為によって、上記判断が左右されるものではなく、控訴人の上記主張は採用できない。

(2) 控訴人は、争点(3)について、控訴人が主張する本件改造費用支出額3696万0428円には立退料2500万円が含まれているが、これは、本件貸店舗を競落した控訴人が、旧所有者兼賃貸人であったBの代表取締役乙に渡したものであり、乙から賃借人であった丁(以下「丁」という。)に支払われたと主張する。

しかしながら、控訴人の主張によっても、乙は、C物件が競売にかけられることを予想し、知人である丁に指示又は依頼して同人と賃貸借契約を締結したとのことであり(平成21年5月11日付け第1準備書面に対する反論書5頁)、乙がBの代表取締役であり、控訴人が取締役であったなどという両者の関係に照らせば、このような状況において、控訴人が丁に立退料を支払う根拠が明らかではなく、上記支払の事実を裏付ける的確な証拠もない。

また、控訴人は、仮に、本件改造費用支出額3696万0428円のうち1699万818 1円については、Gが控訴人による立替金から支出したものであるとしても、残額1999万2247円は控訴人が支出したものであると主張する。

しかしながら、上記のとおり、控訴人が主張する本件改造費用支出額には立退料 2500万 円が含まれているところ、この存在には疑義があるから、これを本件改造費用支出額から控除すると、残額は 1196万0428 円に過ぎず、これは上記立替金の範囲内の金額であるから、その全額についてGが控訴人による立替金から支出したものと推認するのが合理的であり、このほかに控訴人が支出した部分があるとは認められない。

(3) このほかにも控訴人は種々主張するが、いずれも採用できない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のと おり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 古賀 寛

裁判官 川野 雅樹

裁判官 中園 浩一郎